

第 22 期
大分海区漁業調整委員会

第 13 回委員会

議 事 録

開催日時 令和 4 年 10 月 5 日(水) 午後 2 時

開催場所 大分市府内町 3 丁目 5 番 7 号
大分県水産会館 5 階 研修室

第22期大分海区漁業調整委員会第13回委員会議事録

1. 開催日時 令和4年10月5日(水) 午後14時00分
2. 開催場所 大分県水産会館5階 研修室
3. 出席委員 小野 眞 一 (会長、議長)
阿部 貴 史
齋藤 信 二
須川 直 樹
渡邊 英 敏
足田 一 則
清家 皆 一
山本 勇
小野 裕 佳
濱田 貴 史
阿部 義 広
森崎 真 吾
山尾 和 久
本庄 新
4. 欠席委員 藤本 昭 夫

事務局 倉橋事務局長、大石事務局次長、中川主幹、大竹主任

農林水産部 高野審議監兼漁業管理課長

漁業管理課 甲斐主任

臨席者 なし
5. 議事録署名委員 渡邊英敏委員、小野裕佳委員
6. 協議事項及び審議の結果
第1号議案 宝石さんごの採捕禁止について
審議の結果 原案のとおり委員会指示を発出することに決した

第2号議案 知事許可漁業の制限措置及び申請期間並びに許可の有効期間について
審議の結果 異議のない旨答申することに決した

6. 審議概要

事務局長 それではただいまから、第22期第13回大分海区漁業調整委員会を開会いたします。本日の進行を務めます事務局長の倉橋です。よろしくお願いいたします。

本日の出席委員数をご報告いたします。定員15名中14名の委員さんが出席しておられますので、漁業法第145条の規定により、本委員会が成立しておりますことをご報告いたします。

はじめに高野審議監からごあいさつを申し上げます。

高野審議監 (あいさつ)

事務局長 ありがとうございます。

議事に入ります前に、資料等の確認をお願いします。本日も資料をタブレットで用意しております。

タブレットの画面に議案書と資料1、資料2があります。ご確認ください。紙の資料が必要な方は、挙手をお願いいたします。

それでは、議事に入ります。大分海区漁業調整委員会規程第5条により、会長が議長を務めることとなっておりますので、小野会長に以後の議事進行をよろしくお願いいたします。

議長 議事に入ります前に、議事録署名委員を決めたいと思います。

渡邊委員と小野裕佳委員をお願いします。

続きまして議事に入ります。

第1号議案の「宝石さんごの採捕禁止について」を審議します。事務局から説明してください。

事務局長 それでは、議案書の3ページをご覧ください。

第1号議案の「宝石さんごの採捕禁止について」ご説明します。

宝石さんごは、中国等での需要の高まりを受けて価格が高騰しており、本県においても宝石さんごを対象とした採捕が行われれば、貴重な資源の減少や漁業調整上のトラブルの発生が懸念されることから、水産

庁の技術的助言に基づき隣県と協調して規制を強化するものです。

なお、大分県漁業協同組合長からも宝石さんごの採捕を禁止する委員会指示を発出してほしい旨の要望書が提出されており議案書の4ページに掲載しています。

資料1をご覧ください。これは、平成27年10月に水産庁から発出された「国内の宝石サンゴ資源の管理について」の技術的助言です。中程にある「1.背景」のところでアンダーラインで示していますが、宝石さんごは1年間で0.2mm程度しか成長しない、すなわち、1cm成長するのに50年を要することになり、一旦、資源が減少してしまった場合には、その回復に非常に長い時間がかかるという生物学的特徴があります。

このような宝石さんごを狙って、平成26年頃から多数の中国船が小笠原水域で操業し、問題となったことから、宝石さんごの適切な管理を進めるためにこの技術的助言がまとめられたものです。

2ページをご覧ください。一番上の「2.漁獲努力量の凍結について」ですが、現行許可制又は許可制導入を検討している都道府県を対象としたもので、(1)現状以上の数の許可を発給しないなど、総漁獲努力量が増えない措置をとることとする。とあります。

3ページをご覧ください。「6.一般採捕の禁止」ですが、さんご漁業を除く漁業及び遊漁による宝石さんごの採捕について、現在、規則に基づく規制が設けられていない場合、速やかに関係海区委員会の指示で禁止するなどの措置を実施するとともに、規則での規制について検討を行う。とあります。

本県ではさんご漁業の実態はなく、許可制に移行する予定もありませんが、農林水産研究指導センター水産研究部が過去に行った調査により、宝石さんごの存在が確認されていることから、「6の一般採捕の禁止」に基づき平成28年から委員会指示の発出をお願いしてきたものです。

5ページをご覧ください。全国の状況について掲載しています。

これを見ますと、平成27年度以前に許可制を導入していた青色の東京、高知など5県は制限又は条件の見直しや期間短縮などの管理の強化、水色の和歌山県は新たに許可制の導入をしております。本県を含めた黄色の10県は委員会指示による規制を導入していましたが、水産庁に確認したところ、このうち千葉県は、令和2年に委員会指示から調整規則による禁止に変更したとのことでした。なお、赤色の福岡県、佐賀県について管理の強化が不要との判断をしています。

議案書の5ページにお戻りください。

委員会指示案を掲載しています。

この指示は、漁業及び遊漁に関わらず、宝石さんごの採捕を大分県海域で禁止するものですが、5行目に「ただし、大分海区漁業調整委員会の承認を受けた場合は、この限りではない。」としています。

漢数字1で宝石さんごの定義として、アカサンゴ、モモイロサンゴ、シロサンゴの生体及び死骸としています。漢数字「3」の承認の対象者ですが、承認の対象者となる者は、宝石さんごに係る試験研究を実施しようとする者で、取扱要領で国若しくは地方公共団体、独立行政法人若しくは大学に限定しています。

漢数字8では承認を受けて採捕した宝石さんごの譲渡又は販売の禁止を規定し、9では混獲等により採捕した宝石さんごの所持又は販売を禁止するものです。漢数字12の指示の有効期間は令和5年1月1日から同年12月31日までの1年間としています。

6ページからは、宝石さんご採捕承認等事務取扱要領を掲載しています。

なお、有効期間の変更以外は、指示の内容は変更されていません。以上で説明を終わります。

議長 事務局から説明がありましたが、この件につきましてご意見、ご質問はありませんか。

渡邊委員 宝石さんごは、毎年委員会で話し合われていますが、一番初めに私が出席した時に、「今まで採捕していたものを所持しているだけでも違反になる」というような話し方をしたと思うのですが、去年は、昔採ったものは良いというような話が出たと思います。

どこまで前のものであったら持っていて良いのか、大分県としてのきまりはあるのでしょうか。

事務局長 以前もこのようなご質問が出ていたようですが、委員会指示が発出される以前に採捕した宝石さんごの所持を禁止するものではありません。委員会指示が出る前に採られたものであれば良いということです。

渡邊委員 わかりました

議長 他にご意見はありますか。ないようですので、第1号議案については

原案のとおり委員会指示を発出することに、ご異議はありませんか。

委員一同 異議なし。

議長 異議がないようですので、第1号議案については原案のとおり委員会指示を発出することとします。

次に、第2号議案の「知事許可漁業の制限措置及び申請期間並びに許可の有効期間について」を審議いたします。事務局から説明してください。

事務局長 議案書の17ページをご覧ください。

第2号議案 知事許可漁業の制限措置及び申請期間並びに許可の有効期間についてです。

県外漁業者が大分県海域で中型まき網漁業及びはえ縄漁業を操業するための許可を行うにあたり、制限措置と申請期間を定める必要があるため、漁業法第58条において読み替えて準用する法第42条第3項に基づき、大分県知事から本委員会に意見を求められているものです。

また、許可の有効期間を、大分県漁業調整規則第15条第1項で定める期間よりも短い期間で許可することについて、同じく読み替えて準用する法第46条第2項に基づき、同様に意見を求められているものです。

18ページが知事からの諮問文です。

次の19ページをご覧ください。まず、1の「制限措置及び申請期間の公示制度の趣旨」についてです。

これは、漁業の許可の申請を受け付ける前に、あらかじめ制限措置及び申請期間を公示し、広く周知することにより、手続の透明化を図るものです。漁業法及び漁業調整規則の規定により、制限措置は、「①漁業種類 ②許可等をすべき船舶等の数又は漁業者の数 ③船舶の総トン数 ④推進機関の馬力数 ⑤操業区域 ⑥漁業時期 ⑦漁業を営む者の資格」に関し、定めることとされています。

次に、「2 本件公示の漁業の概要」です。今回公示を行う3件について、一覧にしております。

表の下のポツにありますように、これらの愛媛県及び宮崎県漁業者の大分県海域への入漁については、各県間もしくは各県漁業者間で締結する協定及び覚書に基づいております。愛媛県との入漁については、9月15日に開催された豊予連合海区漁業調整委員会において、関係する協

定等の更新について合意されました。

また、宮崎県との入漁については、昨年8月31日に開催された大分・宮崎連合海区漁業調整委員会において協定等の更新について合意されました。本協定の期間は、異議申し出がない場合は1年に限り延長されるため、今年度は委員会は開催されておきませんが、令和5年11月30日までが有効期間となっております。このような状況を受け、今年も例年と同様に許可の制限措置を公示するに至ったものです。

資料2をご覧ください。1ページから3ページが、宮崎との協定と覚書、4ページから9ページが愛媛とのまき網に関する協定と覚書、10ページから12ページが愛媛とのはえ縄に関する覚書で、これに基づいて相互入漁が行われております。議案書の19ページにお戻りください。現在の入漁状況は下の図のとおりです。

それでは、表の上から順番に説明します。

表の一番上と中段の中型まき網漁業について合わせて説明します。この漁業は、集魚灯を用いて集めた魚群を帯状の網で取り囲んでとる漁業で、主な漁獲対象種は「いわし、あじ、さば」です。従来より、愛媛県及び宮崎県と相互に入漁しているもので、今回、許可の有効期間満了に伴う公示となります。

次に、愛媛県漁業者におけるはえ縄漁業です。この漁業は、一本の幹縄（みきなわ）に針のついた枝縄（えだなわ）を一定間隔で取り付けた漁具で魚をとる漁法で、主な漁獲対象種は「たい、はも、ふぐ」です。こちらも、ふぐはえ縄漁業については従来より相互に入漁しているもので、許可の有効期間満了に伴う公示です。なお、たい及びはもはえ縄漁業については、例年愛媛県から許可申請がありませんが、覚書に基づき、申請があった場合は許可する必要があるため、今回公示するものです。

以上が、今回公示しようとする漁業の概要です。

続いて、「3 本件公示の制限措置の内容」と「4 本件公示の申請期間」ですが、詳しくは実際の公示案により説明します。

はじめに、中型まき網漁業です。20ページをご覧ください。公示する制限措置の具体的な内容を記載しています。表の一番上、宮崎県漁業者から順番に説明します。

まず、表のいちばん左の欄の「漁業種類」は、大分県では魚種を限定しておりますので、「いわし、あじ、さばまき網漁業」です。

漁業種類の右の欄の「許可等をすべき船舶の数」は、協定に基づいた大臣枠隻数である3隻としています。その右の欄の「船舶の総トン数」は「5トン以上15トン未満」、「推進機関の馬力数」は「定めなし」

です。

その右の欄の「操業区域」は、文言で表記しているとおりでありますが、22ページに図面を掲載しています。左側の図面が「5 t以上15 t未満」です。15 t未満と15 t以上で操業区域が少し異なるので、許可を分けて制限措置を公表します。

20ページにお戻りください。表の説明を続けます。「操業区域」の右の欄の「漁業時期」は「12月1日から翌年の11月30日」までの周年です。その右の欄の「漁業を営む者の資格」は「宮崎県知事から中型まき網漁業の許可を受けた者であって、「大分県・宮崎県入会海域におけるまき網漁業の操業に関する覚書」に参加する者」です。いちばん右の欄の「申請期間」は、「周年」とし、公示の日から許可の有効期間中は随時申請を受け付けることとします。

続いて、表の中段、こちらも宮崎県漁業者に関するもので、上段より船舶の総トン数が大きいものになりますので、表の左から2番目、「許可等をすべき船舶の数」から説明します。許可等をすべき船舶の数は、11隻です。

その右の欄の「船舶の総トン数」は「15トン以上20トン未満」、
「推進機関の馬力数」は「定めなし」です。

その右の欄の「操業区域」は、文言で表記しているとおりでありますが、22ページの右側に図面を掲載しています。

20ページの表に戻っていただき、「漁業時期」、「漁業を営む者の資格」及び「申請期間」は先ほどの説明と同じですので省略します。

以上が、宮崎県漁業者についての説明です。

次に、表の下段、愛媛県漁業者の入漁について説明します。

表のいちばん左の欄の「漁業種類」は、宮崎県と同様に「いわし、あじ、さばまき網漁業」です。

その右の欄の「許可等をすべき船舶の数」は、豊予連調委における愛媛県からの希望隻数である4隻としています。その右の欄の「船舶の総トン数」は「5トン以上20トン未満」で、「推進機関の馬力数」は「定めなし」としています。さらに、右の欄の「操業区域」は、文言で表記しているとおりでありますが、23ページに図面を掲載しています。太線で囲まれた海域が操業区域です。

20ページにお戻りください。表の説明を続けます。「操業区域」の右の欄の「漁業時期」は「11月1日から翌年の10月31日まで」の周年です。その右の欄の「漁業を営む者の資格」は「愛媛県知事から中型まき網漁業の許可を受けた者であって、「大分・愛媛両県沖合におけ

るまき網漁業の操業に関する覚書」に参加する者」です。

いちばん右の欄の「申請期間」は、公示の日から許可の有効期間中は随時申請を受け付けることとするため、「周年」とします。

以上が、中型まき網漁業の制限措置についてです。

続いて、24ページをご覧ください。はえ縄漁業の公示内容について説明します。

県内漁業者の許可の状況に合わせて、魚種毎に制限措置を設けています。まず、表の上段「たいはえ縄漁業」です。表のいちばん左の欄の「漁業種類」は、「たいはえ縄漁業（愛媛県漁業者）」です。

その右の欄の「許可等をすべき漁業者の数」は、愛媛県の希望数である26人としています。その右の欄の「船舶の総トン数」及び「推進機関の馬力数」は「定めなし」としています。さらに、右の欄の「操業区域」は、文言で表記しているとおりでありますが、次の25ページに図面を掲載しています。図面の中央に引かれた太線より大分県側であって、共同漁業権以外が操業区域となります。

24ページに戻っていただき、表の説明を続けます。「操業区域」の右の欄の「漁業時期」は「11月1日から翌年の10月31日まで」の周年です。漁業時期につきましては、昨年度は「1月1日から12月31日まで」の周年としておりましたが、漁業者間の覚書の有効期間に合わせ、表記を変更しております。周年であることに変わりはありません。

「漁業時期」の右の欄の「漁業を営む者の資格」は「大分県及び愛媛県との間におけるはえなわ漁業の相互入漁に関する覚書」に基づいて入漁する愛媛県に漁業根拠地を有する者」です。

いちばん右の欄の「申請期間」は、公示の日から許可の有効期間中は随時申請を受け付けることとするため、「周年」とします。「たいはえ縄漁業」については以上です。

続いて表の中段、「はもはえ縄漁業」です。漁業時期以外の許可数、船舶の制限、操業区域等は上段と同じですので、説明は省略します。漁業時期については、左から6番目の欄のとおり「8月1日から翌年の3月31日まで」としています。「はもはえ縄漁業」については以上です。

最後に、表の下段、「ふぐはえ縄漁業」です。こちらも同様に、漁業時期のみ異なりますので、それ以外の説明は省略します。表の左から6番目の欄「漁業時期」をご覧ください。漁業時期は、「8月20日から翌年の3月31日まで」の7ヶ月間です。「ふぐはえ縄漁業」については以上です。

以上が、愛媛県漁業者のはえ縄漁業についての説明です。

次に26ページをご覧ください。「5 許可の有効期間の短縮」について説明します。

知事許可漁業の許可の有効期間については、大分県漁業調整規則第15条第1項において規定されており、本日説明した漁業は全て5年間とされています。

一方、この期間については、同規則同条第2項により、本委員会の意見を聞いたうえで、漁業調整のため必要な限度において短縮することが可能とされています。

今回公示する漁業はいずれも、毎年、漁業調整上の問題が無いかの確認が必要であり、関係する連合海区漁業調整委員会で協定及び覚書の更新について合意された後に許可の更新に至ることから、従来と同様に1年間に短縮します。

知事許可漁業の制限措置及び申請期間並びに許可の有効期間についての説明は以上です。

議 長 事務局から説明がありましたが、第2号議案につきましてご意見・ご質問はありませんか。

議 長 ご意見がないようですので、第2号議案「知事許可漁業の制限措置及び申請期間並びに許可の有効期間について」は原案のとおり異議ない旨知事に答申することで、ご異議はありませんか。

委員一同 異議なし。

議 長 異議がないようですので、第2号議案については原案のとおり異議ない旨知事に答申することといたします。
以上で本日予定していた議案はすべて終了しました。
他に何かございますか。
なければ、これをもちまして本日の委員会を終了します。

事務局長 ご審議お疲れ様でした。
次回委員会は12月上旬に予定しています。詳細は後日連絡させていただきますのでよろしくお願いいたします。

以上、第22期大分海区漁業調整委員会第13回委員会の顛末を記録し、その公正なることを証するため署名する。

令和4年10月5日

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員